

平成31年第1回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年1月11日（金）
午前 9時57分から午前11時29分
2. 早島町役場 2階第1会議室
3. 出席委員 12名
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
 - 議案第1号 農業経営改善計画認定申請書の審査について
 - 議案第2号 農用地利用集積計画について
 - 議案第3号 農地中間管理権の取得について
 - 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
7. 農業委員会事務局員 3名

○事務局

おはようございます。時間のほうが参りましたので、第1回目でございますので、最初に早島町長よりご挨拶して申し上げます。

○町長

〔町長挨拶〕

○事務局

ありがとうございました。大変申しわけございませんが、町長は公務ご多忙の中でございます。ここで退席とさせていただきます。

○町長

どうぞよろしく願いいたします。

〔町長退室〕

○事務局

それでは改めまして、平成31年早島町農業委員会、第1回目でございます。これから開会したいと思います。

それでは、●●会長よりご挨拶をお願いします。

○会長

〔会長挨拶〕

○事務局

ありがとうございました。

それでは、初めに会議の成立についてご報告いたします。

本日の出席委員さんは、農業委員さん10名、推進委員2名、皆さんご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第21条によりまして、在任委員の過半数の出席をいただいております。本日の会議は成立しておりますので、報告させていただきます。

それでは、以降の議事進行につきましては、●●会長、よろしくをお願いします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、議事録署名委員は2番●●さん、3番●●さんをお願いいたします。

それでは、日程1、議案第1号農業経営改善計画認定申請書の審査についてを議題といたします。

事務局、説明方をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案書2ページをごらんください。

このたび、新規で認定農業者となるため、農業経営改善計画認定申請書の提出があり、早島町農業経営改善計画・青年等就農計画審査委員会より、農業委員会に意見を求められました。

それでは、3ページをごらんください。

申請者は、早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんです。

3ページから6ページにかけての農業経営改善計画では、●●さんは施設●●を経営類型としており、5年後の目標を明記されています。早島町の基本構想では、年間労働時間●●時間、所得目標●●万円を目標として掲げており、5年間でその目標の8割に到達されるように作付面積及び経営面積の目標を掲げています。計画書の内容を審査した結果、事務局案としては適当と意見することが相当であると考えております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか、この件に関して。

2番、●●委員。

○2番

この苗木は、植えてから何年目ぐらいから収穫できるんですかね。どなたか、ご存じの方。

○6番

大体5年目で少しならせる。

○2番

少し。

○6番

それから、早うとろう思うたら、木を大きくしたやつを持ってくれば、ちょっと早目に。

○2番

それによって、ここ5年後がかなり変わるんじゃないかなと思うんですよね。

○6番

4年たったら、結構なるけんな。5年になったら、もう一人前じゃろうな。

○2番

一人前。

○6番

一応、5年で植えかえせないけんらしいけんな。ええもんつくろう思うたら。

○2番

ということは、今から植えとかないと、4年、5年後には収穫がないということですね。

○6番

だから、結局、順番に植えかえする。一遍にせずに。遅うても5年目はもう植えかえしたほうがええらしいいうて別のつくりようの人が言ようたから。

○5番

無加温でええんか。

○6番

遅うとるもんはな。早うとろう思うたら加温が要るけど。まあようやってじゃわ、この方。

○議長

これ、●●は、どこの人。どこ、場所。

○6番

●●の、すぐ下のほう。

○議長

その他ありませんか。

○3番

これ、一生懸命つくられとんのはようわかるんですけど、作付の面積がね、微妙に何か違うところがあるんですわ。特に目標の3ページの下側の表、目標の●●年があります

な。そこを合計した面積が●●平方メートル。それから、4ページの表の下のほうですが、生産方式の合理化の目標を言うとんで、その見出しの目標の面積、これをずっと足していきますとね、●●平米で、何か微妙に違うんですわ。こりゃあ、こんだけでりゃあ合うべきじゃないかと思うんで、事務局のほうでもう一回精査して、ご本人を指導してただけりゃありがたいと思います。

以上です。

○事務局

こちらについては、どうしてもハウスがこれだけあって、その中に苗木を植えていくので、パイプハウスの面積がどうしてもちよびっと大きくなってしまいうことで、パイプハウス●●平米のうち、その中に苗木を●●平米、そういう意味です。

○3番

ここは、ただ、どっちかに統一すべきでしょう。それがぐらついて、こんなのを委員会で認めたんかいうと、返っておかしいですから。

○事務局

面積が違うことをどう扱おうかなというのは思っていたところで、県の技術指導機関の普及センターのほうにももちろん相談をされていて、これはもうやむを得ない、イコールするには苗木を増やすかハウスをちっちゃくするかしないので、この差異はちょっとやむを得ないところにはなるかなと判断しています。

○3番

事務局は、そう認識しとんですな、ほんなら。

○事務局

はい。ここは、イコールじゃないところは、こういう説明だというのは、それは。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がなければ、その他の意見等はないでしょうか。その他ご意見ありませんか。

○6番

主人がよう働くけえ、仕事、勤め行きようる間、手があいたら、ずっと手伝いしよんじやろうけえ。仕事も身内のとけえ行きようるけんな。

○議長

それでは、質疑、質問、意見なしとして、ないようでありますので、議案第1号については適当であると決定したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ないようでありますので、議案第1号農業経営改善計画の認定に係る意見については、適当である旨を意見することに決定いたしました。

続きまして、日程2、議案第2号農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本案件に関して、●●委員は利害関係の人でありますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、●●委員に一時退席を求めます。

〔●●委員退室〕

○議長

それでは、事務局、説明していただきたいと思います。

○事務局

それでは、議案書7ページをごらんください。

今月の農用地利用集積計画は2件でございます。

番号1について、申請地は、前潟字●●番、地目が田、面積が●●平米、前潟字●●番●●、地目が田、面積が●●㎡で、合計2筆、●●平米です。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は前潟●●番地にお住まいの●●さん、借り受け人が前潟●●番地●●にお住まいの●●さんです。こちら、利用権の新規の設定で、利用権の存続期間は平成31年2月1日から平成34年1月31日までです。位置図は8ページです。

説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番●●委員からよろしく願いいたします。

○9番

はい。1月9日、現地確認をさせていただきました。地図を見ていただいたらわかりますように、周りは全て水稻、つくっておられるということで、昨年まで委託されとっ

て、今年からまた委託ということで、別段もう、あぜとかそういうところも管理されて、きれいにされてるので、問題はないかと思われま。

○議長

はい、ありがとうございました。

これより質疑に入ります。この件に対して何か質疑はありませんか。

○議長

その他、ご意見等ありませんか、この件に関して。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質問、意見、ないようでありますので、議案第2号、番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしの声がありますので、ないようでありますので、議案第2号、番号1は許可相当に決定いたしました。

ここで、●●委員の入室を認めます。

〔●●委員入室〕

○議長

続いて、番号2を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書9ページをごらんください。

番号2について、申請地は早島字●●番、地目が田、面積が●●平米、早島字●●番、地目が田、面積が●●平米、早島字●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島字●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、合計4筆、●●平米です。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は早島●●番地にお住まいの●●さん、借り受け人が早島●●番地にお住まいの●●さんです。こちらは利用権の再設定で、利用権の存続期間は平成31年2月1日から平成36年1月31日までです。位置図は10ページです。

説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番●●委員からご報告をお願いします。

○●●委員

現地調査は、1月8日に行ってまいりました。場所は●●というふうな建設中の工事現場や●●の東側のあたりに当たります。現状なんですけれど、今までも継続でずっとやっていたことがありまして、田んぼの状態は非常にいい状態で、今後も継続されるらしいですけど、問題はないと思います。

○議長

ありがとうございました。

これよりこの件に関して質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

推進委員の●●さん、●●さんというのは●●さんところ。

○推進委員

いやいや。違います。

○議長

じゃあないん。

○議長

何か質疑ありませんか、この件に関して。●●さんも結構多いんですね。

質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なければ、その他でご意見、質問、ご意見等を求めます。

質問、ご意見はいかがでしょうか。

○7番

ありません。

○議長

はい。質問、意見、ないようでありますので、議案第2号、番号2については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしの声がありますので、ないようでありますので、議案第2号、番号2を許可相当に決定いたしました。

続きまして、日程2の議案第3号農地中間管理権の取得についてを議題といたします。事務局、説明方、お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書11ページをごらんください。

今月の農地中間管理権の取得に係る農用地利用集積計画は1件です。

番号1について、利用権を設定する土地は前潟字●●番、地目が田、面積が●●平米、前潟字●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、合計2筆、●●平米です。設定する利用権の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は兵庫県神戸市東灘区本山南町●●丁目●●-●●-●●にお住まいの●●さんです。利用権の存続期間は平成31年2月1日から平成35年12月31日までです。位置図は12ページとなっております。

説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番●●委員、よろしくお願いたします。

○2番

1月8日に現地確認を行いました。場所は●●の南約●●メートルぐらいの、土地からいうと優良農地であります。昨年も耕作を行われており、問題点は別にはないと思います。

また、このような優良地を財団が確保されるということによって、耕作放棄地が減少すると思いますので、今後ともこういった格好で進めていただければと思っております。

○議長

この●●さん、私、同級生なんですよ。

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

意見等もよろしいですか、この件は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

その他意見等もないようでありますので、議案第3号、番号1については承認したいと思えます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議ないようでありますので、議案第3号、番号1について承認し許可相当に決定いたしました。

続きまして、日程4、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書13ページをごらんください。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は1件でございます。

番号1についてですが、権利の種類は所有権の移転です。申請地は早島字●●番●●、地目が田、面積が●●平米です。譲り渡し人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、譲り受け人が早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんです。位置図は14ページとなります。

農地法第3条により権利を取得する場合は、取得後の経営面積が5反以上となることかつ、取得後に効率的に農業を営むと認められる場合は許可することができます。

説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して、現地の確認の結果を1番●●委員からお願いいたします。

○1番

現地確認は1月8日に行いました。そのときの、この件は、この後に出てくる6号議案に出てくるところと交換をするというようなお話で進んだのかいうふうなということに決まっております。それなので、ここは6号議案でもう一度詳しく説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○事務局

はい。保留にさせていただいて、先に6号いきましょうか。でしたら、一度、議案第

4号は1回このまま置いときます。で、このまま次の議案第5号を1回終わらせて、その後、議案第6号の議題をやったときに、●●さん、じゃあまとめてご説明をお願いします。

○議長

失礼しました。それでは、議案第5号農地法第4条の規定による許可申請についての議題といたします。

事務局、説明方お願いします。

○事務局

それでは、議案書15ページをごらんください。

今月の農地法第4条の規定による許可申請は1件でございます。

番号1について、申請地は前潟字●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、農地区分は第2種です。申請人は早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんでございます。転用目的は排水路で、申請事由は「町道●●号線沿いに排水路を整備する」です。位置図は16ページとなります。

なお、申請地は既に転用されております。申請者からはてんまつ書が提出されており、本案件は追認申請となることを申し添えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番の●●さんお願いいたします。

○2番

1月8日に現地確認を行いました。場所は●●の北に当たります。現在、一時転用してから駐車場とか資材置き場になつとりますけど、そこで無許可で工事を行ってしまったということで、現場は町のほうと、それから●●会長と一緒に確認しに行きました。これについては、一応、業者のほうへも嚴重注意ということで、追認というんでしょうか、承諾を行うということで、その場所では話になりました。

説明は以上のおりなんですけど、●●だけですので、どうかなとも思っておるんです。排水路ができれば、その一体が全部つながってしまうということでしたので、一応、嚴重注意ということでお願いしたらなと思います。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。

私も立ち会いしました。しかし、●●さんがてんまつ書を書いとんですよ。これは、

もちろん業者が書いたと思うんですよ、●●がね。だけど、結局、地主の人は、そういうことをわかってないと思うんじや。業者が勝手にやっとなんじや、●●をね。許可なしにやっとなんじや。そこまでやっとなんじやから、てんまつ書でやるんだと思うんですけど、今後、注意して、今後そういうことをしちゃあならんぞというふうなこと。●●が出せばいいんじやけど、地権者じゃないから出せないから、業者がそうやってやるでしょう、地権者知らずに。そういう関係だと思えますね。これは、もうしょうがないんですけど、今後このようなのがないことを不動産会社にしっかりと注意するということがありませんね。それで、●●さん、よろしいでしょう。

○2番

はい。

○議長

事務局、それでいいでしょう、もう今回は。だから、結局、不動産屋が勝手にどんどん地主と、地主は売ってくれ、貸してくれ言うから貸したということで、後のことは全部不動産屋がやっとなんじや、地権者なしでね。

○6番

ここは、一時転用のところじやが。今、許可出とるいうの。期限が来たら戻すということになるん。

○事務局

ですから、一時転用、本来はそうです。本来は、●●委員さんが言われたとおりです。ただ、やっぱり●●、●●になるし、●●が今つながってる状態なんで、●●が通ってる、●●が通ってる状態ですから、それを壊すと、ちょっとほかにも影響が出るということで、この改めてその一時転用はしてるんですけども、そこに上書きで4条の……。

○6番

●●の部分はいってこと。

○事務局

はい。

○6番

で、ほんなら●●以外は、また田んぼに戻す。

○事務局

戻す、はい。

○6番

期限が来たら戻すということは、よう覚えといて。

でも何かこういうふうなん、もうわかっとなんじやから、一時転用じゃなしに、転用してしまえばいいんじゃないかな。雑地なら雑地とか、もう車置き場とかに一時転用にせず。そうしたら戻さんでも、今度はまた地目変更すりゃあええということじゃけえ。

○事務局

その一時転用のお話なんですけど、それは最初、自分のところの土地にしたいというような相談はあったんです、●●から。ただ、その目的が、東側の、ちょっと北に行ったところの、●●建てる分のための●●置き場じゃと言うから、その建築期間中しか要らないですよってというお話で、今、一時転用になっています。だから、理由がちゃんとあって、本当にそこが●●置き場としたいとか、必ず使うんだということであれば、永年の転用っていうのを認めれるのかなとは思うんですけど、もう一時的なもので、明らかに次のステップのためにしょうるなっていうようなものとかだったら、ちょっとなかなか許可が難しいんじゃないかなと思うんですけど。

ちゃんと筋が通る、ちゃんとした理由であればだと思うんですけど、このたび言うてこられたんが、●●のための●●置き場だったり駐車場ということだったので、それはもう永年ではだめですよというお話の中で、一時転用が出てきたという経緯があります。

○議長

それでは、その他意見よろしいですか、これで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質問、意見ないようでありますので、議案第5号、番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議ないようでありますので、議案第5号、番号1について承認し許可相当に決定いたしました。

○議長

続きまして、議案第6号農地法第5条の規定による転用許可申請を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書17ページをごらんください。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件です。番号1から2についてあわせてご説明いたします。

番号1について、権利の種類は所有権の移転です。申請地は早島字●●番●●、地目が田、面積は●●米、農地区分は第3種、早島字●●番●●、地目が田、面積が●●平米、農地区分は第3種で、合計2筆、●●米です。譲り渡し人は早島町早島●●地●●にお住まいの●●さん、譲り受け人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さんでございます。転用目的は●●で、申請事由は「申請地に隣接する自宅への進入路として使用する」です。位置図は18ページとなります。

続いて、番号2についてご説明いたします。権利の種類は所有権の移転です。申請地は早島字●●番●●、地目が田、面積は●●平米、農地区分は第3種、早島字●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、合計2筆、●●平米です。譲り渡し人は早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さん、譲り受け人は早島町早島●●地にお住まいの●●さんです。転用目的は●●駐車場及び●●置き場で、申請事由は「自営の●●業のため、●●駐車場及び●●置き場として活用する」です。位置図は18ページとなります。

説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番●●委員からお願いいたします。

○1番

現地確認は、1月4日に行いました。場所は、●●の●●の北の●●のすぐ下ぐらいに当たってました。3人おられるんですけど、4号で申請された●●さんと、●●さん、それと●●さん。この三者が絡んだ交換の話じゃないかと思うんですが、●●は●●の奥さんで、●●の玄関の前にある土地なんです。ですから、●●さんにとっても、田んぼと交換してもらえれば、使い勝手がいい話じゃと。で、●●さんは、この農地のすぐ南側に家を構えられてるんですけど、ちょうど構えがこの北側のこの土地に面してまして、今までは自分の土地じゃないですから、勝手に通らせてもらっていたというような話で、南側に隣接した一部の通用道路として、わけてもらおうかなという状態です。お話です。3人がいい話になって、まとまって、仲よくいける話ですから、いいんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

これよりこの件に関して質疑に入ります。何か質疑はありませんか。質疑ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑ないので、その他のご意見等はいかがでしょう。意見もよろしいですね。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質問、意見もないようでありますので、議案第6号、番号1及び2は承認したいと思います。いかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議ないようでありますので、議案第6号、番号1及び2については許可相当に決定いたしました。

○事務局

会長、済いません、ちょっといいですか。

○議長

はい。

○事務局

先ほど、議案第4号も保留になったままでございます。で、議案第4号のほうの……。

○議長

ありませんって言うたから、いいよいうて言われたので、あれで。

○事務局

議案第4号のほうも許可相当としてよろしいですか。

○議長

そう思うよ。そうさっき、ありませんいうて言うたが。いいよって言うたが。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

続きますして、報告第1号農地法第5条の規定による転用届出についてを事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは、議案書19ページをごらんください。

今月の農地法第5条の規定による転用届け出では2件でございます。

番号1から番号2について、あわせてご報告いたします。

番号1について、権利の種類は所有権の移転です。届け出に係る農地は矢尾字●●番●●、地目が畑、面積は●●平米です。譲り渡し人は早島町矢尾●●番地にお住まいの●●さん、譲り受け人は早島町矢尾●●番地にお住まいの●●さんです。転用目的は●●駐車場で、位置図は20ページとなります。

続いて、番号2について、権利の種類は所有権の移転です。届け出に係る農地は早島字●●、地目が田、面積が●●平米です。譲り渡し人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、譲り受け人は早島町早島●●番地の●●、代表取締役●●さんです。転用目的は分譲住宅地で、位置図は21ページとなります。

こちら、報告第1号、番号1から番号2につきましては、市街化区域内の農地であり、こちらは添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしております。

説明は以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告に関して質疑、ご意見等はありませんか。この件に関して。よろしいですか。ありますか、何か。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、意見、ないようでありますので、以上で報告第1号、番号1から2を終わります。

○議長

それでは、以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。

第1回早島町農業委員会を閉会いたします。

